

○碓井委員長 それでは、時間が参りましたので、第1回「専門小委員会」を始めさせていただきます。

私、先日の第1回総会におきまして会長より御指名をいただき、この専門小委員会の委員長を仰せつかりました明治大学の碓井でございます。

皆様方の御協力をいただきまして、今回、大変重要な諮問をいただいておりますので、この専門小委員会におきまして充実した審議ができるよう、運営していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、専門小委員会の運営についてお諮りしたいと存じます。

先日の第1回総会におきまして、総会の運営については原則として公開する。なお、その場合、会場の都合により、内閣府・総務省の記者クラブに所属する報道機関が傍聴できることとし、議事録は発言者の名前入りでホームページなどを通じて公表するということが決定されたところでございます。

専門小委員会の運営につきましても、原則として公開し、会議の実施は総務省・内閣府記者クラブに通知した上で開催いたしたいと存じます。

また、議事録につきましても、原則公開することとし、速やかな公表に努め、総務省ホームページに掲載することといたします。

議事録の掲載に当たりましては、あらかじめ発言者の皆様に内容の確認をお願いしたいと思います。

会議の配付資料につきましても、原則公開といたします。

このように、基本的に総会で決定された議事運営と同様にいたしたいと思っておりますが、御意見、御質問等おありでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○碓井委員長 ありがとうございます。

そのようにさせていただきます。

それでは、次に参ります。

第1回の総会におきまして、今次の地方制度調査会に対しまして、内閣総理大臣から「住民の意向をより一層地方公共団体の運営に反映できるようにする見地からの議会のあり方を始めとする住民自治のあり方、我が国の社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方及び東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方などについて、地方自治の一層の推進を図る観点から、調査審議を求める」との諮問を受けたところでございます。

また、第1回総会におきまして、まず、昨年地方行財政検討会議における議論を踏まえた地方自治法の改正法案に関する事項について審議することとし、その後、議会や大都市、基礎自治体のあり方について審議することが決定されたところでございます。

したがいまして、この専門小委員会といたしましても、まず、地方自治法の改正法案について審議し、その後に大都市や議会などについて審議することとしたいと存じます。

なお、本日は、地方自治法の改正法案について審議するために、地方六団体の皆様にもお集まりいただきまして、御意見を伺うこととしております。

それではまず、今回の審議事項について事務局から簡潔に御説明をお願いしたいと存じます。

山崎行政課長さん、お願いいたします。

○山崎行政課長 行政課長でございます。

資料1に基づきまして、今回の地方自治法の改正法案の主な論点につきまして御説明申し上げます。

また、資料2に、今まで地方六団体からこの改正案につきまして御意見をいただきまして、総務省の側で回答させていただいた、やりとりした文書を一式付けておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

それでは、資料1に基づきまして御説明申し上げます。

資料1の最後の3枚のところは前回、久元行政局長から総会で御説明しました改正案の全貌について書いております。今回の資料1は、主に論点、議論となっているところにつきまして御説明を申し上げるということで作らせていただきました。

まず、1ページ、「地方議会の会期」でございます。

「地方公共団体の議会につきまして、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとする。」

通年の会期と申しますのは、1月中においてその団体で条例で定める日から次の年の当該日の前日までを会期とするという、1年間の会期を設けるわけでございます。

通年の会期を選択した場合には、議会は会議を開く定例日（毎月1日以上）を条例で定めておく。一方で、長は随時会議の開催を請求することができることとする。

こういう通年議会になりますので、長、執行部の方々の議場への出席義務につきましては、定例日の審議及び議案の審議に限定するというところでございます。

考え方でございますが、これは勿論その地方自治体の選択でございますが、定例会・臨時会という区分を現行法は求めておまして、その間、集中的に審議を行うようになってございます。これと異なる形の議会の運営のあり方を選択肢として設けるということでございます。

その趣旨といたしましては、集中的審議となりますと、プロフェッショナルな議員の方々に限られてくるとは思いますが、より幅広い層の住民が参加できるように、議会審議の充実・活性化といった観点から、弾力的な対応を可能とするようにする。

例えば毎月第3木曜日とか、夜6時から8時までとか、そういう集まり方も可能にしようということでございます。そういうことを条例で定めておきまして、住民にあらかじめ、うちの議会は、例えば毎月第3木曜日に開かれるんだということを明らかにしておくという趣旨でございます。

2ページは、今回の会期のあり方、現行の会期のあり方は、定例会と臨時会がこういう

ふうに年間、大体区分されておると。これを新制度では通年にしまして、定例日を決めておくというイメージを入れておいたものでございます。

3 ページ、「専決処分」についてでございます。

副知事、副市町村長の選任というのは、市町村長、知事だけではできませんで、議会の同意を得て選任することになっておりますけれども、これを専決処分で選任するということができないようにしようということでございます。

現行の専決処分では、条例とか予算につきましても、議会が後にこれは納得できないということで不承認なされた場合でも、効力に影響はないことになっておりますが、今回、長は条例改正案の提出、補正予算の提出など、必要な措置を講じなければならないこととするということでございます。

考え方としましては、副知事とか副市町村長のような職務の重要性、議会の同意を要するとされている趣旨、具体的に専決処分を乱用する事案が発生したということを踏まえまして、専決処分の対象から外すということにしたかどうかということでございます。

議会の重要な権限である条例とか予算につきまして、長が専決処分を行ったと。それで、議会が不承認にした場合に、将来に向かってやはり必要な措置を講ずる義務を長に課すべきではないか。これによって長と議会の権限配分の均衡を図ることとする。

ただ、長に課される義務の内容は、必要な措置の具体的内容として長が適切に判断することなので、こういう条例案を出さなければいけないとか、こういう補正予算にしなればいけないということではないということでございます。

4 ページは、専決処分というのはどういうシステムかという図を入れておきました。

議会が成立していないとき、会議を開くことができないとき、特に招集をするいとまがないときとかにどうしても執行する必要があるというときに、長限りで決定をするということができることになっておりまして、後の議会でその承認を議会に求めるということでございます。

5 ページには、都道府県、市区町村で現実にどれぐらいの専決処分が行われておるか。

6 ページには、町村議会のデータしかありませんでしたが、公開における承認を求めた場合に、承認になっているのか、不承認になっているのか。都道府県におきます地方税条例の改正はどういう扱いになっているのかということデータをデータでお示しております。

7 ページには、議会の同意を要する長の選任をする委員とか、職にどういうものがあるかということを示してございます。

8 ページ、「解散・解職の請求に必要な署名数要件の緩和」でございます。

現行は、有権者の3分の1の署名を集めてまいりますと、議会の解散を請求できる。あるいは長の解職を請求できるとなっております。平成14年の改正で有権者の40万を超える部分につきましては、6分の1でいいですとなっております。これを今回の改正案では、16万から40万の部分については6分の1、40万を超える部分については10分の1と緩和しようということでございます。

14年の署名数要件の緩和におきましても、都道府県・指定都市・中核市・特例市におきまして解散・解職請求が成立した例は1件だけでございます。そういった意味で、こういう機能を発揮しにくい状況にあると。原因として、署名数要件が厳し過ぎることが考えられるため、一定の要件緩和をしたらどうかということでございます。

併せまして、署名収集期間でございますが、現行は、都道府県は2か月、市町村は1か月となっておりますが、一定規模以上の有権者を有する市町村につきましても、同様に2か月に延長するということはどうかという考え方でございます。

9ページには、平成14年改正前の有権者数の必要なライン、14年改正後のライン、今回の改正案におけるラインを図示してございます。

10ページには、実際にどれぐらいの解散・解職請求の実績があるかというデータを入れております。

11ページ、「条例の制定・改廃の請求対象の拡大」でございます。

現行の地方自治法では、こういう条例をつくってくれ、あるいは改正してくれとか、廃止してくれという請求が住民の一定数の署名を集めれば議会に提案できるわけでございますが、地方税の賦課徴収等は除外してございます。この規定を削除するという案でございます。

考え方といたしましては、地方税の賦課徴収等につきましては、やはり住民にとって重大な関心事項である。自ら発議できることによって自治意識が高まるのではないかと、住民自治の充実・強化を図るためにこういうことも対象にしたらどうか。

後ほどデータをごらんいただきますが、実は、電気・ガス税の減税等、昭和22年ごろに条例の制定・改廃請求がこのマターにつきまして出ました。戦後間もなくのことでございますが、国民生活も相当混乱しておったと、そういう状況と地方自治法施行60余年を経過した現在とを比べれば、住民の自治意識も変化しているのではないかとございまして、今回こういう提案を差し上げております。

12ページに昭和23年の改正でこの規定の部分が除外された経過を書いております。

13ページには、昭和23年8月1日の改正法施行前にいろいろと減税条例が出ておりまして、そういう実績がありましたというデータでございます。

14ページは、それ以外の通常の条例制定・改廃請求が今、どれぐらい都道府県、市区町村で出ているのかというデータでございます。

15ページ、「大規模な公の施設に係る住民投票制度」でございます。

大規模な公の施設の設置につきまして、条例で定めるところにより、住民投票に付することができることとする。条例で定める大規模な公の施設の設置を議会が承認した後、住民投票を実施し、住民投票で過半数の同意がなければ公の施設は設置できないとする。

公の施設と申しますのは、地方自治法で決まっております、条例で設置する住民が利用する施設でございます。例えば文化会館、音楽ホールとか、そういうものを頭に置いていただければと思いますが、そういったものにつきまして、今回、住民投票制度を導入する

ことができることにしたらどうかということでございます。

これはあくまでも条例を定めた団体について、条例で定めた施設について導入するということでございます。

考え方といたしましては、現行の代表民主制を補完するものとして住民投票制度を導入したい。

住民投票については、多様な利害を反映した柔軟な解決手法の選択を困難にするおそれがあるという問題も指摘されておりますので、まずはその対象を限定して制度化することにした。地方公共団体の自主的な判断を尊重する観点から、一律に義務付けるのではなくて、条例で選択する仕組みとする。

大規模な公の施設ということに選択をいたしましたのは、受益と負担の関係。例えば大規模な公の施設をつくるときに、かなりの借金をしてつくるということもあり得ます。そういう意味では、将来の世代への負担のあり方についての議論もあります。住民が多大な関心を寄せている事項と考えられますので、住民投票の対象をそういう中核的なサービス施設であります公の施設に限定してまずは導入してはどうか。

住民投票につきましては、例えばアンケートのように住民の意向を確認する諮問的な住民投票と、その住民投票に意思決定が拘束されるという、拘束的な住民投票がございます。拘束的な住民投票は、法律がないと導入できないということになりますが、今回は意思決定を拘束するものとして制度化をしたいということでございます。

16ページには、今回の住民投票制度のイメージを入れております。

まず、その団体でそういう制度を導入するかどうかという条例をおつくりになる。では、どの施設をその対象にするのかという条例を制定する。長の側で、条例で定めるような公の施設をつくらうとするときに、予算の提出前に、こういう施設をつくらうと思っておりますけれども、どうでしょうかという承認を議会に求める。承認を求めるに当たりましては、施設の目的とか位置、事業費、財源等も明らかにした上で承認を求める。議会が承認をいたしましたら、60日以内に住民投票にかける。過半数の同意が得られなかったときは、公の施設の設置はできないという手続でございます。

17ページには、検討の対象としたレファレンダムとイニシアティブ。今回はレファレンダムでございますが、この解説。

先ほど冒頭で申し上げましたが、拘束的な住民投票と諮問的な住民投票の違いを入れておりまして、拘束的な住民投票は、法律に根拠がある場合のみ可能とされている。

18ページに現行法でどういう拘束的な住民投票があるかということを入れております。例えば憲法95条に定められております、ある1つの地方公共団体のみに適用される法律の場合には、住民投票にかけなければ効果が出ないということ、あるいは合併特例法上の合併協議会の設置の場合、議会が否決した場合でも合併協議会ができてしまうという仕組みがございます。

法律に基づかない諮問的な住民投票の部分を2に書いてございます。

19ページには、過去にどんな住民投票制度があったかということでございまして、例えば昭和23年から39年までは重要な営造物、今で言う公の施設でございまして、それについて独占的な使用をさせるときには住民投票が要るとか、戦時中に強制的に合併した市町村が分離するときには住民投票が要る、自治体警察を廃止するときには住民投票が要るという規定が昔はあったわけでございます。参考までに付けてございます。

20ページ、21ページ、22ページは、今回の地方自治法の改正の全体像を入れてございます。

私からは、簡単でございますが、以上でございます。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、地方六団体から御意見の開陳をお願いしたいと存じます。

恐縮でございますが、各団体それぞれ5分以内でお願いいたします。

まず、全国知事会の御意見につきまして、栃木県の福田知事様、お願いいたします。

○福田知事（知事会） 全国知事会でございます。

今回の地方自治法改正に際して、適正な手続により検討を行うよう求めてきたところであり、今般、地方制度調査会の場で審議され、また専門小委員会に地方六団体委員が参加できるとされましたことは評価を申し上げたいと思います。

ただ、今回の諮問は、菅前総理、片山前総務大臣の下でなされたものでありまして、果たして野田総理、川端総務大臣が今回の地方自治法改正についてどれほど強い意欲を持っておられるのか、疑問なしとはしておりません。

地方制度調査会は、総理の諮問機関であり、まずは総理の意向を確認することが議論の前提となるのではないかと考えております。

これを前提としつつ、知事会としては、当調査会での調査、審議に寄与していくため、新たに地方自治法改正プロジェクトチームを設置したところでありまして、更に議論を深め、順次、意見を表明してまいりたいと考えております。

本日は、県議会開催中の石井岡山県知事に代わりまして、プロジェクトチームのメンバーであります私が参加をしているところであります。

我々は既に改正案の項目ごとに賛否を明確に表現しておりまして、資料2のとおり、臨時会の招集権など7項目につきましては賛成、住民投票制度の創設など6項目につきましては、合意に至っていないと整理をしております。

本日は、合意に至っていない6項目につきまして、知事会としての考え方をお話したいと思っております。

なお、前提として、住民自治の充実という今回の改正案に通底する考え方そのものには、知事会として異議のないことを申し上げておきます。

まず、1点目は、住民投票制度についてであります。

改正案では、大規模な公の施設に限り、拘束力のある住民投票に付することができることとされておりまして、条例による選択が可能であるとしても、住民投票の結果に拘束力

を持たせることは、議会制民主主義の根幹を変質させるものであります。

第26次の当調査会答申で示されました「住民投票の対象とすべき事項」、「選挙で選ばれた長や議会の権限との関係」、「投票結果の拘束のあり方」といった論点について審議が尽くされていない中で、現在、示されている改正案には反対せざるを得ないところであります。

また、法的拘束力のない住民投票は現行でも可能でありまして、現行制度では解決できない困難な状況が生じているのか、大規模な公の施設に限定するとしているが、市町村合併など、優先すべき事項ではないのか、長が提案し、議会が承認した施設の設置のみを住民投票の対象とすることにつきましては、単に最終的な決定責任を住民に負わせるだけにならないかなど、疑問な点も多いととらえております。

更に、最低投票率や選択肢、条件付き賛成、反対などの設定といった選択肢、特別多数決制度の採用の可否など、住民投票制度にはさまざまな論点がありまして、まずは、住民投票のあり方について議論を深める必要があると考えております。

2点目は、直接請求に係る地方税の賦課徴収等の除外規定の削除についてでございます。

ただいま説明がありましたように、除外規定は昭和23年に設けられましたけれども、現在、少子高齢化の進展等によりまして、社会保障関係経費が毎年、大幅に増加するなど、地方財政は極めて深刻な状況にあります。加えて、減税が地方選挙の大きな争点となり、課税自主権の拡大や、復興財源としての地方税の増税が検討されている状況を踏まえれば、直接請求が乱発される事態は容易に想定され、議会に付議する仕組みであることを踏まえてもなお、安易な減税要求によって地方公共団体の財政基盤に大きな影響が生じることが懸念されるところであります。

また、受益と負担の均衡の確保や、直接請求が政治的主張の手段として利用される危険性の観点からも、地方行財政を預かる立場として、現在、示されている法案には反対せざるを得ないと考えております。

3点目につきましては、条例予算の専決処分を議会が不承認とした場合の長の対応義務についてであります。

期限間際の日切れ法案成立を受けました条例改正や、災害発生時の予算執行など、専決処分によらざるを得ないケースは避けられず、一律に条例改正案や補正予算案の提出等の対応を義務付けることは、円滑で安定的な行政運営の確保の観点からも極めて問題が大きいと考えております。

また、長が講じる必要な措置は、将来に向かって効力を生じるとされておりまして、専決処分の内容はさまざまでありまして、すべての処分についてこうした措置が可能なのか、将来効とすることで、利害関係者に生じる影響が払拭されるのかなどにつきまして、なお詳細な検証が必要だと考えております。

更に、議会のあり方の見直し等の整合性からすれば、少なくとも条例の専決処分には、議会側が廃止又は改正条例案を提出することで、対抗可能であり、長に対応義務を課すこ

とで、かえって議会の活性化を阻害するのではないかと考えております。

法律上、専決処分が引き続き有効であるにもかかわらず、対応義務を必要とする理由が不明であること、専決処分が不承認とされた場合には、再議に付することができる規定がないことなど、法制上の問題もあると考えておりました、これらにつきましても、現在、示されている改正法案には反対とせざるを得ないと考えております。

4点目は、解散・解職請求に必要な署名数要件の緩和についてであります。

根本的な考え方として、長と議会のリコール合戦などにより、解散・解職請求が頻繁に行われることが地方自治のあるべき姿であるのか疑問でございます。

制度が機能していないとすれば、制度に問題があるのか、住民の関心が低いのか、まずは原因の分析が必要でありまして、また、平成14年度の改正で署名数要件が緩和され、直近の名古屋市で請求が成立していることも考慮すべきだと思います。

知事会としては、法令改正で可能な署名収集期間の延長で対応し、その運用状況を検証した上で、必要であれば、必要署名数の緩和を検討することが適当と考えておりますが、その際には、住民投票における最低投票率などの論点についても併せて議論すべきだと考えております。

5点目は、地方議会の会期についてでございますが、現行法制下でも通年議会の開催は可能であり、また、議会制度の基本事項であります会期の設定は、議会と執行部の調整に担わせるべきとの考えから、法により通年議会を設定する必要性には乏しいと言わざるを得ません。

また、幅広い層の住民が議員として参画できる地方議会の実現を法改正の目的としておりますけれども、阻害要因にはさまざまなものがありまして、定例日を定めることが有効に機能するかは疑問でございます。

最後に、一部事務組合・広域連合等についてでございます。

現在、地域主権戦略会議におきまして、国の出先機関移譲に関する特例制度などが検討されております。年内にも移譲対象出先機関、移譲対象事務権限を決定し、平成24年度通常国会に法案を提出することとされております。国の出先機関改革を強力に推進するためにも、広域連合から権限移譲の要請があった場合に、国に回答義務を課すことや、広域連合への新規加入手続を簡素化することを是非とも新たな改正項目として追加し、当調査会におきましても、審議を願いたいと思います。

審議の進め方でありまして、西尾会長は、自治法改正につきまして、年内にも結論を出す意向と伺っておりまして、これまで述べてきたとおり、多くの論点がなお存在する中で時間が限られております。まずは、各改正項目につきまして論点の整理を早急に行っていただきたいと考えております。

最後に地方自治法改正につきましては、地方制度調査会とともに、地方自治に関する事項を協議対象としている国と地方の協議の場におきましても、当然、議論されるものと考えておりまして、我々としてもしっかり対応してまいりたいと思います。



以上です。

○確井委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、全国都道府県議会議長会の御意見につきまして、同議長会会長で三重県議会議長の山本様にお願いいたします。

○山本委員（県議） 全国都道府県議会議長会会長の三重県議会議長の山本教和でございます。

本日は、発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今回提出が予定されております地方自治法改正案について、議会に関する事項を中心に意見を述べさせていただきます。

本会は、地方分権を更に推進する立場から、総務省に設置された地方行財政検討会議において、「議会のあり方を検討する基本的な方向としては、地方の自由度を高め、選択肢を広げるべきであり、法律の規定は最小限に留めていただきたい。議会の議決対象、委員会や附属機関設置などの組織運営等については、条例や会議規則に委ねることとし、議会の自主的活動の範囲を拡大していただきたい」との考えを表明してまいりました。

具体的には、議会の招集権のあり方、付議事件に限定されている臨時会の活動制限の撤廃、専決処分不承認の場合の長の対応義務、再議制度の見直しなどを提案いたしました。今回の地方自治法の改正案においては、議会に関する項目について、本会が要請しているとおおり、規制を緩和しようとする方向が示されており、その限りでは評価をいたしております。

具体的には、第1として、通年会期の導入に伴い、長の招集を不要とすることによって、議長の招集権が実質的に実現される。第2として、阿久根市の問題に対応して、臨時会における議長の招集権が制度化される。第3として、委員会に関する規定が簡素化され、議会の自由度が増す。第4として、専決処分の不承認に対する長の対応義務が明文化されるとともに、副知事等の選任が専決の対象から除外され、対象が限定されるなどであります。

これら議会に関する事項は、議会審議の実行性を確保することを目的とするものが多いことから、速やかに実現すべきであります。

しかしながら、今回の改正のうち、直接請求制度の見直し、住民投票制度の創設は、地方自治制度の根幹に関わる問題であることから、関係各方面と十分な意見交換を重ね、幅広い意見を聞きながら、慎重な議論が必要であると考えております。

したがって、今地方制度調査会では、緊急に制度見直しをすべき事項と、さらなる慎重な検討が必要な事項を区分けした上で、緊急を要する事項について地方自治法改正案として国会に提出することを求める中間報告を早い時期にとりまとめるべきであると考えております。

次に、個別の事項について述べさせていただきます。

まず、通年会期についてであります。

どのような会期制度を選択するかは、あくまで各議会の判断であります。私が所属す

る三重県議会では、定例会を年4回から年2回とすることで、会期日数を従来の100日程度から、240日程度に増加して、審議時間を十分に確保し、参考人招致や公聴会開催が行える。また、知事の専決処分を極力避けるなど、大きなメリットがありました。

既に全国の市町村議会において自主的に通年会期制度が導入されていると承知いたしておりますが、今回の改正案にある通年会期の制度化の意義は次の2点にあると考えております。

第1に、通年会期を採用した場合、議長がいつでも会議を開くことができますが、今回の改正では、それに加えて、招集行為は初回の会期のみ必要で、それ以降は自動的に招集される制度となると聞いております。そうであれば、実質的に招集権は議長に移ることとなり、本会が要請している議長への招集権の付与を実質的に実現することとなります。

第2に、今回の改正では、1月から翌年の1月まで会期の設定ができ、年をまたぐことが可能となり、より議会の自由度が高まることとなります。

なお、制度をもう一步進めるため、法律上会期の始めを1月に特定するのではなく、各都道府県議会の事情に合わせ、会期の始期を決定する仕組みとすべきと考えております。例えば統一選対象の道府県議会では、5月に初回の議会が開催されるのが一般的であるため、5月を始期とすることも可能とすることが合理的であると考えております。

次に、再議制度の見直しについてであります。一般再議の対象が拡大することになり、その限りでは、議会の権限が制限されることとなります。一般再議についての現在の解釈では、再議の対象となるのは、長提出の議案を修正した場合のみであり、否決された議案は対象とならないとされております。条例、予算以外で修正の対象となると考えられるのは、96条2項で議決事件とされている基本計画ぐらいであり、また、再議決要件は過半数とされているので、議会の権限が大きく制約されることはないと考えております。

一方、収支不能再議は廃止することとされております。収支不能再議は、議会が過半数によって再議決すれば確定することとされておりますが、議会の再議決によって収支不能の状態がなくなるわけではないのに、長は再議決の結果に従って執行するほかないという本質的な欠陥をこの制度は有しております。この際、収支不能再議は廃止して、一般再議に統合することには賛成であります。

最後に、専決処分不承認の場合の長の対応義務について本会は、決算不認定の場合の長の対応義務と併せて要請してきたところであり、第29次地方制度調査会においても発言させていただいております。専決処分不承認の場合、条例については、議会において改正案を提出するなど、対抗措置を講ずることができませんが、予算の提出権は知事に専属するため、議会が対抗措置を講ずることはできません。

そこで、例えば補正予算の専決処分が不承認となった場合には、未執行部分の執行停止や、新たな補正予算の提出を義務付けるなど、議会が専決処分を不承認とした理由に応じた長の対応義務が講ぜられるべきであると考えます。

以上が今回の改正案に対する意見でございます。

なお、お手元に本会の「議会機能の充実強化を求める緊急要請」と「公職選挙法の改正を求める緊急要請」をお配りしてございます。

この中で現在、本会は地方自治法上における議員の位置づけの明確化や議員報酬と政務調査費の見直し、「郡市の区域」とされている都道府県議会議員の選挙区制度の見直しについては、特に議員立法での実現を目指し、要請活動を行っておりますことを報告させていただきます。

加えて、今地方制度調査会においては、大都市制度も検討対象とされていると承知しております。その際、第27次地方制度調査会においても議論になりました指定都市選出の都道府県議会議員の役割と選挙制度につきましても、重要テーマとして検討していただくよう、お願いをいたしたいと思っております。

最後に、二元代表制の一翼を担う地方議会は、これまでも与えられた役割を果たすため、自己改革に努めてきたところでありますが、今後は更に議決責任や説明責任を意識して、議会審議の活性化を目指してまいりますので、専門小委員会の委員の皆様には、そのために必要なお力添えをいただきますように、よろしくをお願いをいたしたいと思っております。

以上で発言を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、全国市長会の御意見につきまして、岡山県新見市長の石垣様をお願いいたします。

○石垣市長（市長会） 全国市長会行政委員会委員長を務めております岡山県新見市長の石垣でございます。

本日は、委員の森全国市長会長が議会のため欠席であるので、私が地方自治法の一部改正案につきまして、全国市長会の意見について説明をさせていただきます。

全国市長会では、昨年12月以降、3回にわたって地方自治法の改正案に対する意見を総務省に提出しております。

改正案の中には、特段、本会として異議のない項目、本会の意見に基づいて修正された項目もあるが、引き続き本会と意見を異にする項目もあるので、本日は意見を異にする項目を中心として発言をさせていただきたいと思っております。

まず、全国市長会の基本認識について申し上げますと、本会では、地方自治法の改正など、地方自治制度の検討に当たっては、都市自治体が地域における総合行政主体として自主性、自立性、自由度をより一層拡大していく方向とすべきであると考えております。したがって、地方自治法の規定は、原則、大枠にとどめることを基本とすべきと認識しております。

このような認識の下、以下、個別の項目について発言をさせていただきます。

1、解散・解職請求について。直接請求制度における解散・解職請求、直接請求制度は、代表民主制の補完としての制度であるとともに、解散・解職が頻繁に行われれば、行政の

安定性を損ない、住民に対する行政サービスに大きな影響を与える可能性があるものことから、要件を緩和することは極めて慎重でなければならないと考えております。

今回の改正案では、必要署名数の要件の緩和と、政令事項である署名収集期間の緩和を2つとも同時に行うとしているが、まずは、署名収集期間のみ緩和することで足りないのか等の検証が十分になされたとは言い難いと考えております。

なお、指定都市市長会からは、署名収集期間についてのみ都道府県と同様に2か月以内とすべきとの要請がなされております。

また、その後、人口200万人を超える名古屋市におきまして、解散請求が成立を見た状況の変化や、前回の要件緩和から10年も経っていない状況におきまして、改正することが必要であるのか疑問であります。

2に、地方税の賦課徴収などの直接請求の対象についてでございます。

地方税の賦課徴収など、直接請求の対象とすることについては、今回の改正の方向性としては、今後検討していく項目であることには異論のないところでありますが、現在の地方自治体の置かれる状況を見れば、なぜ、今、改正するのか十分理解し難いものであります。また、本会意見に対する総務省からの回答では、経済状況も大きく変化した。直接請求が乱発される事態は想定しにくいとしているが、本当にそうであるのか、地方行財政検討会議におきまして、十分な検証がなされたとは言い難いと思っております。

この一方で、国・地方を挙げて社会保障と消費税を含む税の一体改革の検討がなされており、国税のみならず、地方消費税を含む地方財源の一層の充実・確保が現下の喫緊の課題である状況にあります。

地方税等を直接請求の対象とすれば、地方税の減税等の要求が乱発される懸念や政争の手段として使われる懸念があるとともに、地方の行財政運営に大きな打撃を与え、住民サービスに影響を与える可能性も否定できないと我々は考えております。

したがいまして、これらの改革の道筋やその内容が明らかになった段階で、改めて地方に与える影響等も十分勘案しつつ、その導入について慎重に検討すべきであり、今回の改正を行うことについては、異議があります。

なお、御案内のとおり、東日本大震災による甚大な被害から、復旧・復興のため財源の確保が重大な問題となり、そのための増税についても議論がなされております。こうした状況を踏まえれば、現在は直接請求の対象とする時期ではないことを重ねて申し上げます。

次に、住民投票制度の創設についてでございます。

住民投票制度の創設であります。その制度化に当たっては、1、長や議会の権限との関係、2、住民投票の対象とする事項、3、投票結果に拘束力を持たせるか否か、4、現在、自治体で先行している条例と立法化の必要性との関係など、引き続き検討すべき課題も多いことから、見直しの時期なども含めて、更に引き続き慎重に検討していくべきとの意見を申し上げてきたところであります。

拘束力のある住民投票に付することができるとする改正案において、なぜ、公の施設の

み対象とすることとしたのかについて明確ではなく、また、住民投票はイエスかノーの選択肢しかない中で、例えば施設の設置場所や規模、施設の目的などにおきまして、多様な利害を生じた場合や、施設設置場所の近隣住民と、その他地域の住民とで利害が対立した場合などを考慮すると、果たして住民投票になじむものであるかが疑問であります。更に住民投票で否決された場合の否決の効果はどのぐらいの期間にわたって続くものであるのかについても明示されておられません。

我々市長は、20年後、30年後のことを考えて自治体運営を行っております。拘束力のある住民投票制度については、拙速に制度化を図るのではなく、更に慎重に検討を行うべきであると考えております。

専決処分についてでございますが、専決処分のうち、専決処分について議会が不承認とした場合、長に条例改正案や補正予算の提出などの必要な措置を義務付けるとしている点について。この改正によって、1、地方公共団体の義務に属する経費、2、災害応急等のために必要な経費などの予算の専決処分について措置を講じなければならないこととなります。しかし、この一方、議会におきまして経費を削減、減額した場合におきましては、長は再議に付す必要がありますが、なお議会が削除等をしたとき、長は支出あるいは不信任とみなすことができることとなっております。これらの関係につきまして、どのように理解すればよいか不明であるので、両者の関係についても再検討を求めてまいりたいと考えております。

住民訴訟における首長等の賠償責任でございます。

今回の改正案には含まれていない項目であります。地方行財政検討会議における検討の結果である地方自治法抜本改正についての考え方におきまして、引き続き検討するとされている事項であります。

住民訴訟における首長等の地方公務員の賠償責任は、違法な行為または怠る事実のみで請求できる制度となっている一方、国家公務員は故意または重大な過失があったときに責任範囲が限定されております。また、民間における株主代表訴訟におきましては、代表取締役で報酬年額の6倍までの賠償とされている一方、首長などの地方公務員に対しては無制限の賠償請求ができる制度となっております。

したがいまして、これらの点について、市長からは、例えば、1、首長などの地方公務員の責任も、故意または重大な過失があったときとするとか、2、賠償額についても制限を設けるなどの改正の要請があるので、地方制度調査会においてこの点についても見直しを検討していただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、全国市議会議長会の御意見につきまして、同議長会会長で山口県下関市議会議長の関谷様をお願いいたします。

○関谷委員（市議） 全国市議会議長会会長、下関市議会議長の関谷でございます。

先月開催されました第1回総会での発言と重複する部分があるかと思いますが、総務省で示した地方自治法の一部改正案について、改めて市議会の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、議会制度に関する臨時会の招集権、専決処分、条例公布についてでございます。

これらについては、総会でも申し上げたように、昨年、一部の自治体で長が議会からの臨時会の招集請求を拒否し、不当に専決処分を繰り返すなど、明らかに法令の規定に違反する行為が行われました。このことは、議会の言論を封じ込める、すなわち二元代表制を否定するに等しい、異常な事態であると考えています。

このような事態を改善するため、総務省は、地方自治法改正案に議長等が臨時会の招集請求をしても、長が議会を招集しない場合の議長への招集権の付与、副知事、副市町村長選任の専決処分対象からの除外、条例予算の専決処分について、議会が不承認とした場合の長への条例改正案、補正予算の提出の義務付け等を盛り込んだものと承知しております。また、条例公布につきましても、一部の自治体で条例の送付を受けた日から20日以内に長が公布しない事例があったことから取り上げられたものと承知しております。

このような法律の規定を無視する長があらわれることは、元来、想定されていなかったものと思われませんが、現実の問題が発生した以上、このような事態が生ずることのないよう、早急に法改正が必要であると考えております。

このほか、定例会・臨時会の区分けを設けず、通年会期制を採用することができるようにすること、委員会に関する規定の簡素化、本会議でも公聴会の開催、参考人招致ができるようにすること。このことは、議会運営の選択肢を広げるという見地や、法律の規律密度の緩和の見地から、全く異議がございません。

続いて、議会制度以外の事項についてでございますが、2点ほど意見を述べさせていただきます。

1点目は、条例制定・改廃の直接請求における地方税の賦課徴収除外規定を削除する件についてでございます。

近年、選挙に勝つことのみを目的に、ポピュリズム的に減税を掲げ、支持を得ようとする勢力が現に出現しております。したがって、理念としての制度のあり方とは別に、現時点においてはこの問題には慎重に対応すべきものと考えております。

2点目は、一部事務組合・広域連合等からの脱退手続の簡素化についてでございます。

一部事務組合には、例えばごみ焼却場など、構成団体の需要と供給のバランスの上に成り立っているものも多くございます。このため、構成団体の一部が安易に脱退されますと、その後の運営に支障が生じることが懸念されるとの意見が各市から寄せされております。したがって、脱退手続の簡素化については慎重に対処すべきと考えています。

私からは以上でございます。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

続きまして、全国町村会の御意見につきまして、同会会長で長野県川上村長の藤原様に

お願いいたします。

○藤原委員（町村会） 全国町村会長の藤原でございます。

今般の地方自治法の一部改正について申し上げたいと思います。

私も全国町村会も昨年の末から今年の3月にかけて、地方行財政検討会議がとりまとめた地方自治法抜本改正についての考え方及び考え方を踏まえて示された地方自治法の一部を改正する法律案に対しまして、総務省へ意見を提出してまいったところがあります。本改正に関しましては、政府全体の問題として、今度は地方制度調査会に議論の場が移りましたので、改めて専門小委員の皆さん方に意見を申し上げたいと思います。

まず、直接請求制度において、条例制定・改廃請求の対象から地方税の賦課徴収等を除外している規定を削除する項目であります。

現行の規定は、戦後間もなくの住民の経済状況が極度に逼迫した時代に税条例及び乗車料条例の改正請求が相次いで出たため、直接請求の対象から地方税、分担金、使用料及び手数料の賦課徴収に関するものが除外されたと聞いております。当時の経済状況が大きく変化した現在においても多くの住民にとっては減税自体、歓迎すべきものでありまして、これには変わりないと思います。現に減税を掲げた地域政党が多くの支持を得ているところでもあります。最終的には、議会の議決に委ねられているとはいえども、規定の削除の結果生じるであろう現実的な影響も大きいと考えております。

加えて、東日本大震災からの復興財源確保に伴う増税や社会保障と税の一体改革、消費税を始めとする税制の抜本改革に関する議論が本格的に進められようとしている今日、このような改正は拙速を避け、慎重な扱いが必要であると考えております。

次に、住民投票制度の創設です。結果に拘束力のある住民投票の導入は、自治体の選択の幅を増やすという一面もあるところではありますが、二元代表制の根幹に関わるものでありますので、そもそも結果に拘束力を持たせることは、法形式的に二元代表制と相入れず、解職請求等既存の制度との関連を含め、代表制と住民意思との緊張関係についてなおきちんとした議論が必要ではないでしょうか。

また、今回示されております改正案が一律の義務付けではなく、条例での選択制としているからよいのではないかと趣旨の回答もありますが、私は制度の本質論を回避しているだけだという感じがするわけであります。

いずれにいたしましても、法律改正に臨む基本的な姿勢の問題として極めてまれな限界的なケースまで想定して制度的な手当をしなければならないものではないではないですか。今でも複雑となっている地方自治法について、むしろ地方の自由度を高める観点から見直しを行い、過度の関与、規制、枠付け等を緩和する作業こそ必要ではないかと思っております。

この専門小委員会では、理念や学問上の関心にとらわれることなく、あくまで住民自治、団体自治の深化のための議論が行われることを強く望んでおります。

以上です。

○碓井委員長 ありがとうございます。

最後になりましたが、全国町村議会議長会の御意見につきまして、同会会長で群馬県榛東村議会議長の高橋様にお願いいたします。

○高橋委員（町村議） 全国町村議会議長会の会長を務めております群馬県榛東村議会議長の高橋です。

地方自治法の改正案については、既に地方行財政検討会議において意見を申し上げており、繰り返しになるところも多いかと存じますが、どうかお許しください。

現行の地方自治法については、戦後、長い間、幾度の改正を経ながら、我が国の地方自治を支えてきたところでありますが、時代の要請に合わせ、より闊達な自由度の高い自治制度に転換する必要があると考えております。

自ら暮らす地域のことは自ら考え、行動し、責任を負うといったことは、だれしもの思うところであります。こうした簡単なことがなかなかできないまま今日に至っております。まだまだ我が国の地方自治、民主主義が発展途上にあるといえるのではないのでしょうか。是非ともこの機会に我が国の地方自治の発展のため、思い切った見直しをしていただきたく、お願いいたします。

こうした観点を踏まえ、町村議会の実態を照らし、地方議会の改正案について意見を申し上げます。

まず、地方議会制度のうち、地方議会の会期についてであります。町村議会では、既に白老町を始め、全国で10を超える町村が現行法の中で工夫を凝らし、長期間の会期を設定して議会を開いております。

具体的には、定例会を1つにまとめ、1月初めから12月末までの年単位で会期を設定する方法と、4月1日から翌年3月31日までの年度単位で会期を設定する方法に大きく分かれております。そして、そのほとんどがそれぞれの会期中で従来どおり定例の会議を4回行うことにしておりますが、中には毎月定例日を定めているところもあります。これにより、柔軟に会議や委員会を開けるようになり、議会が活性化したことが大きなメリットになっているようです。

ただ、これらの方法は、現行法に抵触するといった指摘は受けておりませんが、本来の会期の考え方からすると、異形であることは疑いもなく、今後、こうした方法を国が認めるのであれば、あいまいな形を継続せずに、改正案においてこうした方法も取り入れるべきではないでしょうか。

なお、会期の期日や開催日、長の出席義務までと、細かく法に規定されると自由度の高いものとは言い難いと感じます。せつかく議会運営の幅を広げる改正をするのであれば、もう少し地方を信頼していただき、各自治体が選択しやすい制度にしてもらえるよう、お願いいたします。

当然、通年の会期とするには、執行機関の理解と協力は欠かせないわけで、法で規定することについては、最小限とし、どのように議会を運営するかは、それぞれの自治体の条



例または会議規則にゆだねていただきたいと存じます。

次に、議会の招集権についてであります。今、申し上げた通年会期を幅広く認めるならば、議会の招集は議会運営の一環に取り込まれ、長が招集する意味はなくなると思います。この際、議会招集権自体をなくし、議会の運営をすべて議会に任せるべきではないでしょうか。

次に、議会と長の関係についてであります。昨今の自治体運営上、問題となった事項への対応がなされており、議会サイドとして評価するものであります。しかしながら、条例及び予算に係る一般再議における議決は、他の再議が過半数議決となっていることと比べ、特に差を付ける理由はないと考えます。むしろ、再議権の行使に当たっては、公聴会の意見など、客観的な判断を取り入れ、それによって審議を深める方法にすべきだと思います。

これら議会に関わる見直しについては、速やかに御審議の上、早期に答申への道筋をお示しいただきたいと存じます。

次に、今回の地方自治法の改正案では触れられておりませんが、地方議会議員の職責、職務に関して意見を述べさせていただきます。

一言で地方議会議員といっても、都道府県議会議員から町村議会議員までさまざまあります。町村議会議員だからといって責任が軽いわけではありません。かえって、常に住民の目にさらされ、何かあればすぐクレームが入ります。定数も多過ぎるといった厳しい指摘の中で、今では町村平均では13人を切っております。

明治以来の地方自治の中で、長の施策の追認機関と言われてきた地方議会ではありますが、21世紀に入り、機関委任事務の廃止などの地方分権の流れの中で、体質はかなり変わってきたように思われます。どうすれば議会を活性化でき、議員の活動が住民に納得してもらえる形となるのか、現場でのいろいろな試行錯誤の結果、議会基本条例を制定したり、通年会期を設定したり、いろいろな試みがなされております。執行機関の監視のみでなく、議員自らが政策を企画立案する動きも多くなり、議員の活動の範囲も格段に広がりを見せるようになりました。

こうした実態を踏まえ、本会においても、本年から地方議会議員の位置づけを法律上、明確にしてもらえよう、国に対し要望することといたしました。地方議会議員がどのような職責、職務をもって任期4年を全うするかを地方自治法の中に是非位置づけてもらいたいと考えております。これにより、定数は何人が適正か、議会をどう運営するか、住民との関係をどうするか、どのように議員となる人を育てていくか、あるいは報酬、調査費のあり方はどうかといったことがおのずと示されていくものと思います。

更に、議員活動時に災害に遭遇した場合でも、現行のように個々の自治体あるいは一部事務組合組織による補償に委ねるのではなく、長と同様、地方共同法人である地方公務員災害補償基金による全国統一の補償を実施することによって、安心して職務を遂行できるようにすべきであると考えております。そのためには、議員の職務たるものの定義を明確

にする必要があります。

また、地方議会議員年金は本年6月で廃止されましたが、議員の退職後の生活についてどうなってもよいとは思っておりません。退職後も安心して生活できる体制があつてこそ、続いて議員をやってくれる人材が出てくると思います。議員のなり手がなくなるとなると自治体では住民自治は育ちません。住民が理解できる地方議会議員の職務、職責、処遇を構築していただきたく存じます。当然、議会と長との関係の整理が必要となりますが、シンプルなスタイルにより、自治体が経営され、議会、長それぞれが機能を生かす方向が望ましいと思っております。

一方で、住民自治の範囲を拡大するため、直接請求制度において条例の制定・改廃の請求対象の拡大が上げられておりますが、大震災対策や社会保障、税一体改革に向けて増税が避けて通れない中で、あえて税を直接請求の対象にすることが果たしてよいのか懸念されるところであります。

また、住民投票制度の創設についてであります。住民が地方自治に直接参加することを議論するに当たっては、まず、我が国の地方自治の基本構造の方向性をしっかりと議論し、構築する必要があると思っております。議会、長、住民の三者の役割が十分に果たされる構造の中で、住民投票制度も位置づけられるものと思っております。国は、議員定数を住民投票の対象とする考えについても捨てきれぬようではありますが、この調査会において地方自治の根幹のあり方について十分議論を重ね、結論を出していただきたいと思っております。

最後に、一部事務組合についてであります。広域行政に関しては、都道府県、大都市を含め、そのあり方を根本から検討する必要があります。その中でいろいろな実態等を明らかにし、結論を出しても遅くはないものと考えます。

以上で私からの御意見とさせていただきます。

ありがとうございました。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから地方自治法の改正法案について意見交換を行いたいと思っております。

先ほどの事務局からの御説明とただいまの地方六団体の御意見に対する御質問も含めまして、御意見がございましたら、御発言願います。

西尾会長、お願いいたします。

○西尾会長 一問一答方式にしたいと思います。

まず最初に1つのことだけ伺いたいんですけども、知事会に伺いたいと思っております。

知事会の御説明によりますと、冒頭で7項目については知事会として賛成して、意見が一致していると。したがって、賛成していると。しかし、6項目については知事会の内部で意見が一致していないというのが最初の御説明でございましたけれども、その後、1項目1項目について御説明になっていたときは、この6項目については、知事会としては反対だというおっしゃり方をなさったと思うんです。知事会の内部で意見が一致していないという話と、明確に知事会として反対だというのは、かなりのニュアンスの違いがあ

ると思うんですが、これは全部反対だと理解すべきでしょうか。その点については、全知事の見解は一致していないというだけではなく、知事会としては反対だと明確におっしゃったということでしょうか。

○碓井委員長 では、福田知事さん。

○福田知事（知事会） 6項目につきましては、総務省との合意に至っていないという意味でございます。知事会と総務省の間でキャッチボールをしていますので、我々の意見と総務省の考え方に隔たりがあるという意味でございます。

○西尾会長 そうですか。反対とおっしゃったのは相当ニュアンスが違いますね。

○福田知事（知事会） いや、7項目については賛成、6項目については総務省との隔りがあります。ついでに、知事会としては反対ですということです。

○西尾会長 隔りがあって反対なんですね。

○福田知事（知事会） はい。知事会の内部でも反対、知事会としても反対という意味でございます。

○西尾会長 そうですか。

○碓井委員長 では、西尾会長、次をどうぞ。

○西尾会長 2番目に知事会と市長会に伺いたいんですけれども、地方税等に関する賦課徴収について、条例の制定・改廃請求の直接請求から対象外にしているという問題についてですが、皆さん、今、この時期になぜしなければいけないのか。あるいは今、この時期にそういう削除をすることは大きな副作用を伴うのではないかという危惧を述べていらっしゃいます。ここはほとんど一致していらっしゃると思うんですけれども、本当にタイミングの問題なんでしょうか。

本来、条例の制定・改廃請求については、ほかのものについては何の制限も付いていないんですけれども、特に地方税等の賦課徴収に限って直接請求の対象からわざわざ除外しているわけです。極めて不自然な制度です。この不自然な制度をいつまでも維持するんでしょうか。一方の考え方からいえば、地方税の賦課徴収こそ、地方自治の根幹ですし、住民が最も強い関心を持って当然のことです。その事項について直接請求の対象から除外をしているというのはかなり不自然なことなんです。この不自然なことをずっと戦後今まで続けてきたわけですが、どこかでこれはやはり取り払わなければ、住民自治の観点からいったらおかしいのではないかというのが今回の問題提起の1つの側面だと思うんです。そこは異論がないと。しかし、変えるにしても、今はタイミングが悪過ぎるということなのか、タイミング問題以上にこれはいつまでも制限していてくれないと困るといふ御意見なのか。ここを改めて伺いたいと思います。

○碓井委員長 これはほとんど六団体の方は共通に御意見として出されております。では、順番でいいですか。

福田知事さん。

○福田知事（知事会） 知事会の中で昨今、課税自主権の拡大についてプロジェクトチー

ムを立ち上げて議論を開始いたしました。それは、国に対してお金をちょうだいと、こういうことではなくて、自らが汗をかいて住民に負担を求めていきましょと、こういうことから、PTを立ち上げて議論を開始したところでもあります。ですので、新たな財源の獲得について、知事会としても積極的に取り組むという姿勢は持っております。

そんな中で、2番目に申し上げました地方税の賦課徴収などの除外規定の削除についてですけれども、減税が地方選挙の大きな争点となっていると。更には、課税自主権の拡大あるいは復興財源として地方税の増税が検討されているという状況を踏まえれば、直接請求が乱発される事態が想定されるということをお先ほど申し上げました。ゆえに、安易な減税要求によって地方公共団体の財政基盤に大きな影響が生じるということが懸念されますので、拙速な決め方はおやめいただきたいということを申し上げているのであります。

約1,700自治体がありますけれども、どこも財政的には大変厳しい状況になっていると思います。そんな中で、これは無用な混乱を起こしていく、結果としては、財政基盤を弱めていくことにもつながっていくのではないかとこのことを危惧しているということがございます。

○碓井委員長 それでは、山本会長、お願いします。

○山本委員（県議） 今、知事会の福田知事さんがおっしゃったとおりであります。今の時代でありますから、住民の皆さんが直接、減税ということになってきますと、非常に行政も議会も混乱が生じるのではないかなと思っております。

以上です。

○碓井委員長 石垣市長さん、お願いします。

○石垣市長（市長会） 私の考えは、今、減税等を直接請求で乱発されましたら、議会も我々も非常に困るわけで、住民がそこまで理解しているかいなか。言っては悪いのですけれども、市民の方が余り理解していない。物が安ければいいという感覚が非常に多いんです。だから、今からしっかり議論をして、将来には各地域で地方税を拡充するという方向ならいいんです。名古屋市で減税されました。我が市におきましても、新見市はできないのかという意見もございます。そういう意見を受けて市町村でやりましたら、本当にやっていけない。社会保障等もだんだん増えております。国に当然やっていただかなければならないこと、福祉、子育てもやっておりますので、これをやりますと本当に打撃が大きくて、将来、市町村はやっていけないという気がしています。

もう一つ、先ほどもお話がありましたように、政争の道具になるのは間違いないと思っております。

以上でございます。

○碓井委員長 続きまして、関谷会長、お願いします。

○関谷委員（市議） 今までさまざまな会長さんから御意見が出たとおりでございます。私どもも先ほど申し上げましたように、ポピュリズム的に減税を掲げ、支持を得ようとする勢力が現に出現しておりますし、この賦課徴収の除外規定を削除することについては慎

重に対処すべきだと考えているところであります。

○碓井委員長 では、次に、藤原会長、お願いいたします。

○藤原委員（町村会） 多分、この自治法制定のときには、公平公正という立場からこれを除外しない法律ができたと思います。しかし、先ほど申し上げましたように、経済状況が非常に悪くなった中で、そういうものに対する減免措置や改正要求が出たと思います。その様な状況を見ますと、今も非常に増税的な意見が出ている中で、特に最近の社会情勢の中では、住民感情の中で意見等が多様化しておりますので、自治にマイナス要素が大きく出る可能性が想定されます。そういうことで、もう少し意見をしっかり詰めて、拙速にやるべきではないというのが私どもの意見です。

○碓井委員長 最後に高橋会長、お願いします。

○高橋委員（町村議） 自分の村のことを言うわけではないのですが、町村においては、特に国保税が本当に破綻状態にあります。その点を十分に考慮しなければならないと思います。特に一定額以上の一般財源の繰り入れをすとかえって国からの補助が減額されるペナルティがあります。自分の村では、大体、年間6,000万円ぐらいの一般財源の補てんがあり、多いところでは、町村によって3億円の国保への補てんがあります。国はペナルティをしないでやっていただければと思います。直接請求を検討するに当たっては、どうかその点も考慮していただければと思います。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

西尾会長がどのように御理解なされたかわかりませんが、若干のニュアンスの差はあるかもしれませんが、決してタイミングの問題ではないという流れのように受け止めました。西尾会長、もしその点の御発言がありましたら。

○西尾会長 どなたも明確にお答えにならなかったのでありまして、タイミングの問題、今、それを削除することはタイミングとしてまずいということならば、理解できる場所はあるんです。しかし、本来、できるだけ早急にこの特殊な制度は廃止すべき制度だと思っています。そこからそもそもそれを削除されたのでは困るという御意見なら賛成はできない。皆様と意見は違うということです。タイミングの問題なら理解できないことはないと思っているということです。

○碓井委員長 では、西尾会長、まだありますか。よろしいですか。

○西尾会長 幾らでもありますけれども。

○碓井委員長 では、いいですか。

次に、太田委員、どうぞ。

○太田委員 西尾会長の質問に付随して少しお伺いしたいのですが、住民請求が乱発されると困るとおっしゃっているのですが、とにかく減税してくれ、減税してくれと一定数の署名が来る、と。であれば、部分的にはあれ、住民の意思が明確である。それでも下げると自治体経営上、税金を減税すると自治体の運営、行政上困るということもあるかもしれない。しかし、それであれば、困るということを説明して粛々と否決するのが議会と知

事の仕事であって、住民との間に亀裂が走ったとして次に落選するかもしれませんが、それは職務の一環ですね。そのときに、そもそも議員に、住民にそれは困るのですとって否決するのが嫌だから、そういう直接請求はやめてくれと、そういうチャンスは出さなでくれと言うのは、どういう正当化根拠を更に持っているのか。それは自分の仕事だとはいなぜお考えにならないのかということをお聞かせ願いたいと思います。

お答えになる六団体のどれかがあればそれで結構です。

○碓井委員長 挙手をして、今の太田委員の質問にお答えいただければと思います。

どうぞ、福田知事、お願いします。

○福田知事（知事会） 今の太田先生のような思いで、そういう考え方でこの問題に臨むというのも1つの方法だと思いますが、我々は中長期にわたって財政基盤を何とか安定させていきたいという思いで、議会も我々も一緒に考えていると思っています。

そんな中で、直接請求によって減税が求められることになれば、政治的に利用してくる人たちが当然、出てくると思います。それで今のように否決すればいいでしょうという話になるわけですが、しかし、それで仮に減税がかなったとしても、町の財政あるいは県の財政がよくなるという保証は全くありませんで、逆の方向に行く可能性の方が高い。あえてそういうものを、将来を見通しながら考えられるものを許していくのかと、認めていくのかということについて予防線を張っていく、あるいはそういうものを防止していくということは、我々政治家の責務ではないかと思っています。

○碓井委員長 他の団体の方で太田委員に対する御質問に。

どうぞ、石垣市長さん、お願いします。

○石垣市長（市長会） ここまで来ますと、例えば住民が減税をやれということになりますと、我々としたら、パイがもうあまりありませんので、それなら行政サービスを落としてもよろしいかというお話をしなければいけません。どっちも取りたいというのは矛盾しておると思います。今の状況ではかなり無理をして、財政が厳しいのに住民を守って、保護しておるといいますか、料金等も負担しておるわけですので、その辺も考えていかなければ、住民の方がそれだけ理解するようなときが来ますと、我々もやってもいいと思うんですが、今すぐそれをやりますと、非常に混乱する。すぐ住民サービスに直結して、また住民が騒ぐようになるという気がいたしております。

○碓井委員長 他の団体の方で特に御発言ありますか。

では、藤原委員。

○藤原委員（町村会） 自治の現場では、法律に沿って運用されているもの以外にその地域のコミュニティの中で約束ごとでやっている自治会の負担金だとか、そういう細かな負担金も相当ある。そういうものの中で、しっかり法律に基づいて準用されている決まりごとが崩れてくる可能性を非常に懸念している。ですから、確かにそういうところまで幅を広げて住民の意見をしっかり吸い上げていくということも重要だと思いますが、ある程度、規制もしていかなければ、他のいろいろな決まりごとにも影響する可能性がありますので、

その辺が少しまだ見通しができないというのも現実であります。

○碓井委員長 この辺で多分、太田委員、発言があるかと思えます。

○太田委員 この論点に関して端的に言えば、住民に説明してもわかってもらえない。住民は信用できないと考えているからやめてくれと、そういうお立場だと理解すればよろしいですね。

○碓井委員長 どうぞ、林委員。今の件に関係しますね。

○林（宜嗣）委員 関係します。

ただ、改正案に反対という理由を考えますと、改正案自体がむしろ改悪だという話と、そこから出てくる副作用があるので反対だという話がある。今の地方税の話は副作用の問題であろうと思っております。

まず、改正自体に副作用がなければいい案だとお考えだという前提でお話をしたいんですけども、今の情勢を見ますと、自治体の財政を担っていらっしゃる方々の御心配というのはよくわかります。今の状況ではそうなるのではないかと。ただ、例えば住民から直接請求があって、議会が否決して、今度は議会から解散請求が出て、そうすると、次の段階では、私は減税しますよという方々が恐らく当選されるというシナリオが描けるのではないかという気がするんです。

ただ、住民自治という観点から言えば、やはりこれは取り入れるべきだとするならば、副作用を解消することができないのだろうか。恐らくこれは今、財政的に非常に厳しいという状況だからタイミングの問題だということではなくて、受益と負担が連動しないシステムの中では特にどの時点でも減税要求というのは出てくるのだろうと推察いたします。

そうすると、要件の厳格化ということが果たしてできないのだろうか。だから、もっと慎重に検討すべきだという場合の慎重にというのは、幾ら時間をかけても答えはなかなか出てこないわけで、副作用をどうするか、これが解消できるかどうかということにもっと時間をかけるべきなのか。副作用は要件を厳密にしても解消できないというものなのかどうかというところの検討をやらなければいけないのではないかという気がします。

それ以外にも住民の直接請求、住民請求もやはりいろいろな副作用があって、いろいろなところで乱発されても困るという話が出てくると、これもやはり副作用の問題で、その場合に一方で自由度を増すわけですから、それに関して要件の厳格化ということがあっても、それでも自由度は広がっているという具合に考えれば、そういう自由度を拡大するための要件の厳格化ということが果たしてできないかどうかということについて何か御意見を伺えれば、ひょっとすると出口が見えてくるかもしれないなという気がします。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

今の問題提起について特に何か御発言のある方いらっしゃいますか。

どうぞ、福田知事。

○福田知事（知事会） 現行の住民投票制度におきましても、栃木県は合併についての住民投票、これは解職請求も含めて7年間で15回行われています。その状況を見てきて思う

のは、過日の総会で片山大臣もおっしゃっていましたが、住民投票の根拠規定がないと。そして、自治法に後押しする規定を設けていくべきではないかということをおっしゃっておられます。今、お話があった件と相通ずるものがあると思っていますけれども、要は、性善説に基づいて住民投票制度や請求というのは行われております。公職選挙法のように罰則規定がありませんので、やりたい放題という状況です。

ですから、この住民投票制度あるいは請求制度を行っていく、拡充していく場合には、公平に公正にそしてまた正確な情報、更には冷静な環境の中で住民投票が行われるということになれば、一部特定の声の大きい人の意見に流されて、結果として誤った選択をしてしまうということにもなりかねない。

一町におきまして、3年間で5回、住民投票と選挙を行っています。解職請求によりましての選挙を含めて5回、住民の意思を決める投票ないしは選挙が行われています。結果は、最初と最後は結論が反対になりました。性善説も結構でありますけれども、何らかのしっかりしたルールを決めていかなければ、地域の住民の意思というものも真に反映されないのではないか、真の住民自治の充実につながらないのではないかという懸念を持っておりますので、現行法についてもそうですし、今後こういったことでいろいろ議論がなされるわけでありますので、実態がどうなのか、そして請求に基づく投票についてルールをどう決められるのか、こういうことが重要なことになってくるのかなと思います。

○碓井委員長 ほかに林委員に問題提起について御発言の方いらっしゃいますか。

それでは、そのほかも含めて御意見がありましたら。

太田委員、どうぞ。

○太田委員 今回の地方自治制度改正案について、全国地方六団体の意見を先ほどお聞きしながら少し考えていたことがあります。

1つは、住民投票の位置づけと、条例による選択を許すという仕組みに対して余り反応されなかった、知事会だけは反応されたのですが、それでも余り積極的ではなかったということです。講学上の自主組織権のことを考えますと、むしろこれは非常に興味深い、地方自治法はすごくガリガリと制度を決めている。ということは、つまり地方公共団体の意思決定のあり方を決めていくわけですが、それが前提になっていて、その部分についてむしろ決め過ぎではないかということになるわけです。

今回の場合、選択肢を置くということになります。通年議会にせよ、住民投票制度を導入するかどうかにせよ。これは、自分たちの組織をどのようなものとするのかを選んでいただくということになります。勿論、現行法でも可能だという指摘はありましたが、現行法の場合、地方自治法は一定種類のものを決めて、そこから逸脱する側にだけ一種の説明責任を課しているわけです。通年議会をやりたい側にだけ。

ところが、もし今度、改正法案が通るといたしますと、これはどちらを選ぶかをそれぞれ自治体が決めないといけなく、その際に住民に説明しないといけないわけです。そこにむしろこの改正案の大きなメリットがあるのではないかと。ある地方公共団体は住民投票に



期待しない。つまり、選択しないということにしても勿論構わない。ある自治体は選択するというにしても構わない。しかし、それはなぜかということも双方とも説明する。住民に対して説明する。それぞれの制度が変わってくる。そこにこそまず、住民自治、住民の意思決定のあり方を制度化するところの論理を説明していくという大きな義務があり、同時にメリットがある。これがむしろ重要な点ではないかという気がいたします。そのようなことについて、現在の実務に携わっている方は混乱を招くからやめてくれということなのかもしれませんが、私はまずそこに大きなメリットがあるのではないかと思います。

もう一つは、二元代表制の中で機関対立があるということです。これは国の議院内閣制と違って、偶然、突然生じることが多いわけです。その場合の1つの対策手法として、ある論点に絞ってだけ対立していただく、余り広がらないようにするという手があって、専決処分不承認の場合の処理というのは比較的それに近いかなという気がいたします。これに対し、対立がにっちもさっちもいなくなってしまう場合には、お互いのレジティマシーの淵源である住民に決めてもらう以外にないわけですから、直接請求制度を動かさざるを得ないわけですから。これが動かないとどうなるかということ、延々やり続けるわけです。延々と対立し続けて、意思決定ができない。結局、直接請求を政治的に使ってもらって長を支える多数派を形成するか、もうこれは苦しいからということで長と議会が協定、パクトを結んで手打ちするかどちらかしかないわけですから。直接請求制度しかないのに、それが政治的に運用されるからどうも困るというのは、ややナンセンスな意見のように思えます。対立しているときに決めるのは住民でしかない。ほかにはないわけですから。自分たちがパクトを結べるのなら住民は動かなくていい。パクトを結べない場合は住民に決めてもらう以外ないだろうということになります。

もう一つ、これは若干よくわからないところですが、住民に登場を願う場合としては、機関の認知能力の問題がある場合もそれにあたるかもしれない。つまり、ある大規模施設をつくってしまったときに、そのランニングコストが未来永劫どういう形になるのかというのはわからない、あるいは予測を誤るかもしれないわけですから。そのときにある程度、住民に覚悟を決めてもらうということからも、住民投票を使うということも考えられるのかもしれないかもしれません。

住民に負担・責任を負わせるだけにならないかと知事がおっしゃったかと思えます。それはまさにそのとおりであろうとは思いますが、そうしなければならない、そうしなければ知事も、要するに行政も議会もよくわからないという問題があって、その中でイエスカノーかの答えで比較的決めやすいものはなにかということ、これは、大規模施設かもしれないわけですから。

大規模施設を設置する、あらかじめ議会に予算をかける前に承認するということは、このぐらいのお金がつくるときにはかかって、ここに建てますというかなり具体化した計画を持っていないといけないということになりますので。

そう考えると今回の改正は、私は地方行財政検討会議には参加しておりませんので、よ

くわかりませんが、比較的ある程度、一貫した絵を持っているものだと理解できる。それは、住民自治の問題。要するに住民自治とは、単純に住民を政治的なものとして活動させるのというのではなくて、地方公共団体の意思をどのように形成していくか、その意思形成のプロセスそのものをまずは住民に決定させないと動かないという点において、いい方向を目指しているのではないかという気がいたします。

○碓井委員長 どうもありがとうございました。

今、住民自治の意思形成という根本問題から、直接的には住民投票についての言及がありました。この辺の事柄につきまして、御意見等ございましたらどうぞ。勿論、六団体の方も何か御意見があったら御発言いただいて結構ですが、ございましょうか。

それでは、ほかの論点でも結構です。どうぞ、皆様。

どうぞ。

○林（美香子）委員 質問ですが、解散・解職の請求に必要な署名要件の緩和ということで、有権者数が16万と40万のところで数値が変わりますね。この根拠を教えてくださいか。

○碓井委員長 これは行政課長さん、お願いしましょう。

○山崎行政課長 平成14年の改正におきまして、政令指定都市の人口が50万以上と法律で決まっております、その8割程度が有権者であろうということで40万。今回の改正におきまして目安にしましたのは、特例市という制度がございますが、それは20万と。特例市以上が大体、大規模な都市の仲間だとなっておりますので、その8割で16万という考え方で案を作成しておると承知しております。

○碓井委員長 林委員、よろしゅうございますか。

○林（美香子）委員 大きな都市だから集まりにくいだろうということでこういう数値になっているわけですね。でも、この辺りは住民の立場からするとどうなのかなと。小さい町だと本当に3分の1集めなければいけないのが、大きな都市になっていくとこう数値が違ふというのは、その差が付いていいことなのか、悪いことなのかなというのを疑問として感じたので、質問させていただきました。

○碓井委員長 今の林委員の問題提起について、委員の方、何か御意見等ございますか。

太田委員。

○太田委員 それは小さい都市も下げる方向でお考えだと理解してよろしいですか。

○林（美香子）委員 そういう考えもありますね。でも、ここだと小さいところとはかく3分の1集めなければいけないという差を付けるのはどうなのかなと思ったんです。

○碓井委員長 問題提起として。

今の点、ほかの委員の方で何か御発言ありましょうか。

それではどうぞ、ほかで結構でございます。

江藤委員、どうぞ。

○江藤委員 今、お話の住民参加とか、直接請求を議論したいところですが、ほかの論点

です。その前に、今の住民参加や直接請求については、六団体が一致して消極的な姿勢を見せていることだと思っていますが、感想だけ言います。さきほど林委員が言われたように、何を進めるかというのを基本原則にしながら、副作用についてはちゃんと議論しなければと思っています。

ただ、本体をどうするか、原則をどうするかというときに少し気になったのは、市長会の議論にもあったのですが、町村会のペーパーの住民投票制度の導入のところに「最適の選択は常に住民の判断にあるのだろうか」という一文があるんです。今日の資料では11ページにあります。では逆に、首長の判断や議会の判断というのは常に最適なのだろうか。あるいは現行で選挙のときに選ぶのは最適な判断だろうかという議論にどんどん発展してしまうのかなと。だからまずは、住民自治を進めていくためには、取り除かなければいけない障害をどうしていくかどうかの設計の仕方を考える必要があると。原則を重視して今回の提案が出されたのだろうかと思っています。勿論、副作用はたくさん考えていかなければいけない。感想だけ述べさせていただきました。

論点が変わるのですが、今までは、六団体がある程度、一致して消極的だと思う論点についてです。お聞きしたいのは、少し分かれる論点というのですか、専決処分のところをお聞きしたいなと思っています。

副知事や副市町村長の選任を対象から除外する、これについては問題ないと思ったのですが、もう一点のところ。条例・予算の専決処分について議会が不承認したときの是正措置の対抗について、首長側は明確に反対、そして議会側はこれについてはいいだろうということなんです。私自身はすごく、本来の解釈とは違うのかもしれませんが、平成18年の改正で時間的余裕がないときが明々白々であるときにしろ専決処分ができない。したがって、もうなくなったと思いました。けれども、まだ続いているというのが少し気になるところがある。専決処分を当たり前で議論するのは違和感があります。といっても、それは存続することはあると思いますが。

お聞きしたいのはその認識についてではなくて、議決事件について、私は議会が開かれていないときに例外的に首長が処分したんだと思っています。その処分について議会が不承認したときということであれば、議会側の方向での是正措置が組まなければならないのではないかなということなんです。先ほども少し議論がありましたけれども、条例については対抗措置ができるかもしれませんが、議会側からの予算案の提出権がないために補正予算についての対抗措置ができないわけです。これについてどのように議論をされているのかどうか。特に知事会ですね。専決処分のところでは。

○碓井委員長 ありがとうございます。

それでは、福田知事さん、お願いします。

○福田知事（知事会） 現実に最近、起こった事案でございます。

ある町で、東日本大震災で大きな被害を受けた小学校の仮設校舎の修繕費あるいは瓦れきの処理を盛り込んだ、町としては大型の専決処分になったでしょう12億円が議会の不承

認になりました。今回の改正案でいきますと、長の対応義務が盛り込まれますと、災害対策などの迅速な対応が望まれる事案に対しまして不承認となる可能性があることを理由に、長が必要な専決処分をちゅうちょしてしまって、対応が遅れてしまう。結果として、住民に不利益が生じるということも現実には起こり得ると思っています。

また、瓦れきの処理といった請負契約あるいは委託契約に係る予算が不承認になることによりまして、事業者との変更契約などを行う必要が生じる可能性が出てくると思います。長が講じる措置が過去に遡及せず将来に向かってのみ効力を生じるといたしましても、利害関係者に生じる影響が当然出てくることを考えますと、この問題についても慎重な対応が必要ではないか。あるいはもっと議論を深めていくことが必要なのではないかと思えます。要は、住民に不利益を生じさせない。緊急に安全対策を講じることができるようにすべきだと思います。

以上です。

○碓井委員長 この点については石垣市長さんや藤原会長さん、何か御意見ありますか。

どうぞ、石垣市長さん。

○石垣市長（市長会） 今、福田知事が言われたとおりでございます。

○碓井委員長 藤原会長。

○藤原委員（町村会） 専決処分というのは、乱発はまずいと思いますが、スピーディーに、そして的確に対応するには非常にいい制度だと思っています。ただ、人事案件に対する専決処分というのは、我々は今までの経験からそんなことはあり得ないと思っていたが、現実にはできたということで、その様なものを想定して除外するということだと思うが、もう既に感覚的には除外して行政運営をしておりますので、そういう点では、余り興味はなかったというのも事実であります。

○碓井委員長 先ほどの福田知事さんの御発言ですと、先ほど林委員が言われた副作用をシュリンクする。長が迅速な施策の実施をシュリンクするという趣旨があったかと思えます。

江藤委員、何か。

○江藤委員 今の議論に対して、議会の側からのご意見をお聞きしたい。今のシュリンクするということに対してとか、不条理な点、住民の立場からすると問題がある不承認を議会がする可能性が大きいとかなり踏み込んだ議論をされているんですが、これらについてむしろ議会の方から聞きたいです。

○碓井委員長 わかりました。

それでは、どなたか。

山本会長、お願いいたします。

○山本委員（県議） 私ども三重県議会は、一番初めに申し上げましたように、年2回でありまして、専決処分というのは、実際に、行政側のそれぞれの部の車両事故の対応についての専決処分がほとんどであります。知事さんがおっしゃったように、政治的な意味で

対立することというのはあり得ないわけで、常に住民の側に立った我々議会議員でありますから、それによって不承認というようなことはだれも議員の方は思っていないように思います。我が県に関しましてはです。ほかの県はわかりませんが。そう思います。ですから、住民に不利益になるような、生じさせないような、そういうことというのはあり得ない、そんなふうに思います。

○碓井委員長 関谷会長や高橋会長は何か御発言ありますか。

では、関谷会長。

○関谷委員（市議） 今、お話がございましたように、私どもも住民の立場に立って、専決処分に対応を当然やっております。先ほど災害のときの件で不承認の事例があったというお話がございましたが、私が聞いている事案としては、いわゆる業者とのいろいろな関係等が発覚したという話での百条委員会という話もあります。議会側としては住民や地域に不利益が被るような判断というのは、当然避けてまいりますし、専決処分を執行停止とする場合のどこからの時点をするかという問題も含まれるのだと思います。さかのぼるのではなくて、緊急で行った部分については有効として、時期的なものも加味して対応する問題も出てくるのではないかと考えております。ですから、決してその辺については、執行側と議会側が意見の対立を見るような問題はないと考えております。

○碓井委員長 高橋会長、御発言ありますか。

○高橋委員 うちの例ですけれども、条例の専決はやむを得ない。4月1日からの条例ということで専決はやむを得ないんですけれども、予算的には、議会を開くいとまがないから専決をしましたという言葉はやめてくださいということで、群馬県などの場合は、ある程度の、課長決裁があるから30万、40万の決済はいいけれども、100万以上のものは、議会を開くいとまがないから専決をしましたという言葉は、町村議会は余りしないでくださいということで、いつでも呼んでくれれば、議会は開けるのだから、やってくださいということで申しております。

以上です。

○福田知事（知事会） 今の件ですけれども、関谷さんから、百条委員会はできていませんし、栃木県のある町の話ですけれども。

○関谷委員（市議） 私のは違います。

○福田知事（知事会） そうということで、栃木県はありませんので、契約の不履行とか、そういうのはありませんので、この場で申し上げておきます。

○碓井委員長 ほかに御発言は。

どうぞ、斎藤委員。

○斎藤委員 今の点に関連することと先ほどの住民投票につき2点手短に申します。

専決処分については、条例であれ、予算であれ、本来は議会が議決するのが原則で、その例外として認めているわけです。そうすると、その例外の要件を満たしてきちんとやっているかどうかということについては長の方でも議会に十分説明責任を負っている。そう

だとすれば、専決処分をした後に議会と長の間で十分議論して、なおかつ議会が不承認にしたというのであれば、やはり原則との関係では、何か問題があるのではないか。それも含めて自治体全体で議論しましょうということになる。原則例外ということからそういう筋が出てくると思います。ですから、不承認にしたにもかかわらず、何も措置をとらないというのはやはり根本に戻って考えると問題があるという点が1点です。

次に先ほどの住民投票あるいは直接に住民が決定することに対する疑問の声についてですけれども、ここで提案されている住民投票制度についても、いきなり住民投票で1かゼロかで住民で決めるというのではなくて、まずその条例をつくりませんか。更にある大規模施設をつくるときに、それを住民投票の対象にしますかどうかということで、議会、長、住民の間で討議なり議論を経て、それが最終的によい結果をもたらすかどうか十分考える。ですから、これはプロセスです。住民の直接民主主義か、それとも代表民主制かという原理論で、1つの平面で考えるのではなくて、プロセスとして考えていただきたいというのが2点目です。

最後は、二元代表制と矛盾する、あるいは二元代表制だからこうだ、というコメントが多くありますけれども、国の場合と違って自治体の場合は、住民の直接参政という要素を憲法であれ、自治法であれ、既に幾つか組み込んでいる。地方特例法や直接請求あるいは住民訴訟などです。ですから、二元代表で代表制だから直接住民が決する制度は矛盾だというのは、国と別の仕組み、地方自治組織を憲法上認めて、住民に近いところで住民の意見を聞きながら運営していく方向性とやはり対立するというか、そういう関係も考えないといけないのではないかと。いずれもコメントです。

○碓井委員長 ありがとうございます。

大山委員、手が挙がっていましたので、お願いします。

○大山委員 専決処分について私の考え方は斎藤委員のおっしゃったことと同じですけれども、改正案の審議に参加しておりませんでしたので、少し確認したいのですが、この説明資料の3ページ目のところを見ますと、最後のところで、「特に改正条例案の提出、補正予算の提出など、特定の措置に限定しているものではなく、必要な措置の具体的内容は長が適切に判断することとする」となっていますので、これは要するに、先ほどから問題になっている緊急の支出のようなことを別にやめるべきだということではなくて、何らかの説明なり、もう少し補足的な措置であり、そういうことをやればいいという、なかなかバランスのとれた形なのではないかと思ったのですけれども、そういう意味ではないのでしょうか。その辺を少し確認させてください。

○碓井委員長 これは行政課長さん、お願いします。

○山崎行政課長 今、考えております案というのは、専決処分が不承認になったときに直ちに効果が遡及的になくなるわけではないですし、それを受けまして、例示といたしまして、条例の制定・改廃に係る議案の提出だとか、補正予算の提出、その他の必要な措置を講じなければならないということで、それは放置するのではなく、必要な措置を講じると

いうふうにある程度、幅のある義務を与えていると考えてございます。

○大山委員 わかりました。ありがとうございます。

○碓井委員長 ほかに御発言は。

時間が迫っておりますが、どうぞ御発言をお願いします。

よろしゅうございますか。

どうもありがとうございます。

今日は大変活発な御意見をいただきました。特に、六団体の皆様には御多忙の中を御出席いただきまして、御意見を賜ることができ、ありがとうございました。

いろいろ御意見が出されておりますが、そろそろ時間が参りますので、ここで締めくくりとさせていただきたいと思えます。

本日お出しいただきました御意見も踏まえまして、次回は論点に対する方向性を議論することとしたいと存じます。

次回の日程につきましては、10月の開催を予定しておりますが、改めて事務局より御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これもちまして、本日の専門小委員会を閉会いたします。

長時間ありがとうございました。